特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	南島原市　国保給付及び資格事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、国保給付及び資格事務の特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	国保給付及び資格事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項を含めて契約締結することとしている。

評価実施機関名

南島原市長

公表日

令和5年7月3日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国保給付及び資格事務
②事務の概要	南島原市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に南島原市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認等システム」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、南島原市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、南島原市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、南島原市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、南島原市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。

③システムの名称	国民健康保険システム、統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システムという。）、医療保険者等向け中間サーバー等 【国保総合（国保集約）システム】 1．資格継続業務 （1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 南島原市の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを南島原市から国　保連合会へ送信する。 （2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、南島原市被保険者ID連携ファイル) 県内の市町間を転居した場合、転出市町と転入市町の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市町の国保総合PCへ被保険者異動情報を配信する。 2．高額該当回数の引き継ぎ業務 （1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市町から国保連合会へ送信する。 （2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市町が世帯継続性を認めた場合には、転出地市町から転入地市町へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市町高額該当情報データ)を作成し、転入地市町の国保総合PCへ当該データを配信する。 3．オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 （1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 南島原市の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを南島原市から国保連合会へ送信する。 （2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、南島原市より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 【医療保険者等向け中間サーバー等】 「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。なお、南島原市国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 （ｉ）資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 （ⅱ）オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 （ｉ）機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 （ⅱ）情報照会 及び（ⅲ)情報提供（副本情報）(実施しないため評価対象外) ・南島原市国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (ⅳ)情報提供（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報（個人番号は含まない。）を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 （ｉ)個人番号取得 及び（ⅱ)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・南島原市国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。

２．特定個人情報ファイル名	
国保給付情報ファイル、国保資格情報ファイル	
３．個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第９条第１項　別表第一の３０の項 ・番号法第９条第２項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第２４条 ＜オンライン資格確認の業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 　別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の42,43,44,45の項 ＜オンライン資格確認の業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務秘書課、福祉保健部健康づくり課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	859－2211　長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課　☎0957（73）6621 859－2412　長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部健康づくり課　☎0957（73）6641

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	8連絡先	総務部秘書広報課　☎050（3381）5001 市民生活部保険年金課　☎050（3381）5039	総務部秘書広報課　☎0957（73）6622 市民生活部保険年金課　☎0957（73）6604	事後	
平成30年7月4日	特記事項	国保給付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項を含めて契約締結することとしている。	国保給付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託契約締結時に特定個人情報取扱特記事項を含めて契約締結することとしている。	事後	
平成30年7月4日	5. ②所属長の役職名	保険年金課長　酒井　栄三	保険年金課長	事後	
平成31年4月1日	7.請求先	総務部秘書広報課	総務部総務秘書課	事後	
平成31年4月1日	8.連絡先	総務部秘書広報課　☎0957（73）6622 市民生活部保険年金課　☎0957（73）6604	総務部総務秘書課　☎0957（73）6621 市民生活部保険年金課 ☎0957（73）6641	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
平成31年4月1日	4.①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成31年4月1日	4.②法令上の根拠	なし	番号法第19条　別表第二　1号･2号･3号･4号･5号	事後	
令和2年4月1日	評価書名	南島原市　国保給付事務　基礎項目評価書	南島原市　国保給付及び資格事務　基礎項目評価書	事後	
令和2年4月1日	個人のﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰ等の権利利益の保護の宣言	南島原市は、国保給付事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	南島原市は、国保給付及び資格事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和2年4月1日	特記事項	国保給付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託契約締結時に特定個人情報取扱特記事項を含めて契約締結することとしている。	国保給付及び資格事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託契約締結時に特定個人情報取扱特記事項を含めて契約締結することとしている。	事後	
令和2年4月1日	①事務の名称	国保給付事務	国保給付及び資格事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	②事務の概要	国民健康保険法に基づき南島原市国民健康被保険者に対し、定められた給付を行っている。 特定個人情報ファイルは、国保給付事務の南島原市国民健康保険被保険者の内、給付対象となる被保険者の特定に使用している。	南島原市」は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に南島原市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 （以下、省略）	事前	
令和2年6月1日	③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、統合宛名システム	国民健康保険システム、国保総合システム、国保情報集約システム、中間サーバー、統合宛名システム	事前	
令和2年6月1日	2.特定個人情報ファイル名	国民健康保険給付情報ファイル	国保給付情報ファイル、国保資格情報ファイル	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の30の項	・番号法第9条第1項　別表第一の30の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 　別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	
令和2年6月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条　別表第二　1号・2号・3号・4号・5号	・番号法第19条第7号 （別表第二における情報提供の根拠） 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 （別表第二における情報照会の根拠） 42,43,44,45 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項　（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 　として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	
令和2年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部　保険年金課	健康づくり課	事後	
令和2年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長	健康づくり課長	事後	
令和2年4月1日	請求先	総務部総務秘書課、市民生活部保険年金課	総務秘書課、健康づくり課	事後	
令和2年4月1日	連絡先	〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課　☎0957（73）6621 市民生活部保険年金課 ☎0957（73）6641	〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務秘書課　☎0957（73）6621 健康づくり課 ☎0957（73）6641	事後	
令和2年6月1日	Ⅳリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転	なし	新規記入	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	8.連絡先	〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務秘書課　☎0957(73)6621 健康づくり課 ☎0957(73)6641	859－2211　長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務秘書課　☎0957(73)6621 859－2412　長崎県南島原市南有馬町乙1023番地	事後	
令和4年6月24日	Ⅰ.4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項　(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の42,43,44,45の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項　(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	
令和4年6月24日	5.①担当部署	健康づくり課	福祉保健部健康づくり課	事後	体裁調整
令和4年6月24日	7.請求先	総務秘書課、健康づくり課	総務部総務秘書課、福祉保健部健康づくり課	事後	体裁調整
令和4年6月24日	8.連絡先	859－2211　長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務秘書課　☎0957(73)6621 859－2412　長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 健康づくり課　☎0957(73)6641	859－2211　長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課　☎0957(73)6621 859－2412　長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部健康づくり課　☎0957(73)6641	事後	体裁調整
令和5年6月23日	Ⅰ1.②事務の概要	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞	＜オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認等システム」という。)＞	事後	
令和5年6月23日	Ⅰ3. 法令上の根拠	＜オンライン資格確認の準備業務＞	＜オンライン資格確認の業務＞	事後	
令和5年6月23日	Ⅰ4.②法令上の根拠	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項　(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)	＜オンライン資格確認の業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項　(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月3日	Ⅰ 1.③システムの名称	国民健康保険システム、国保総合システム、国保情報集約システム、中間サーバー、統合宛名システム	国民健康保険システム、統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システムという。）、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年7月3日	Ⅰ 1.③システムの名称	記載なし	【国保総合（国保集約）システム】 1．資格継続業務 （1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 南島原市の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを南島原市から国　保連合会へ送信する。 （2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、南島原市被保険者ID連携ファイル) 県内の市町間を転居した場合、転出市町と転入市町の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市町の国保総合PCへ被保険者異動情報を配信する。 2．高額該当回数の引き継ぎ業務 （1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市町から国保連合会へ送信する。 （2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市町が世帯継続性を認めた場合には、転出地市町から転入地市町へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市町高額該当情報データ)を作成し、転入地市町の国保総合PCへ当該データを配信する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月3日	Ⅰ 1.③システムの名称	記載なし	3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 南島原市の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを南島原市から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、南島原市より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事前	
令和5年7月3日	Ⅰ 1.③システムの名称	記載なし	【医療保険者等向け中間サーバー等】 「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。なお、南島原市国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月3日	Ⅰ1.③システムの名称	記載なし	(1)資格履歴管理事務に係る機能 （ⅰ）資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 （ⅱ）オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 （ⅰ）機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月3日	Ⅰ 1.③システムの名称	記載なし	(ⅱ)情報照会 及び(ⅲ)情報提供(副本情報) (実施しないため評価対象外) ・南島原市国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (ⅳ)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (ⅰ)個人番号取得 及び(ⅱ)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・南島原市国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	事前	